

令和6年3月27日

山口市薬剤師会 殿

山口赤十字病院 薬剤部長
尼崎 正路

「現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて」への対応について

令和6年3月15日厚生労働省保険局医療課より、「現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて」が発出されましたが、これに対する当院の当面の対応について以下のとおりお願いいたします。

①従来の変更調剤に関わる合意については変更が無いこと

※後発品への変更調剤を行った場合の報告書は必要ありません。お薬手帳に変更前・変更後の薬剤について明記し、次回受診時にお薬手帳を提示いただくようにご指導をお願いいたします

②今回の時限措置に関わる変更調剤については「記1」を含め「トレーシングレポート」等で変更調剤報告をいただくこと

(需給の逼迫に伴う措置による変更調剤の旨を併記していただきたい)

③なお、処方箋中に「剤型変更不可」のコメントがあるについては疑義照会によりご確認いただきたいこと

④(イ)→(ア)への変更を行う場合もなるべく疑義照会によりご確認いただきたいこと

今後、上記内容については病院ホームページ「保険薬局連携」のページに掲載の予定です。なお、今回の件については時間も無いため上記のとおりと致しますが、今後は当院薬事審議会で検討の上、医局会で説明周知の予定です。それに伴い変更が生じる可能性もございますので、その際には、貴会保険薬局部会とも協議の上再度決定したいと思います。

以上、よろしくごお願いいたします。

以上